

令和 7 年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 21 日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

令和 7 年 2 月 21 日（金）

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 広域連合長あいさつ |
| 第 4 | 発議案第 1 号 岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第 1 号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 2 号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 第 8 | 議案第 4 号 岩手県後期高齢者医療広域連合旅費条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 5 号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第 6 号 令和 6 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号） |
| 第11 | 議案第 7 号 令和 6 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第12 | 議案第 8 号 令和 7 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第13 | 議案第 9 号 令和 7 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（31名）

1 番 城 内 仲 悦 君
3 番 佐 藤 現 君
5 番 小 島 直 也 君
7 番 鈴 木 努 君
9 番 齊 藤 正 明 君
11 番 荒 川 栄 悦 君
14 番 磯 崎 翔 太 君
16 番 西 田 征 洋 君
18 番 久 保 えみ子 君
20 番 真 嶋 実 君
23 番 姉 帯 春 治 君
25 番 下 舘 岩 吉 君
27 番 高 橋 寛 寿 君
29 番 関 清 貴 君
31 番 根 水 康 博 君
33 番 中 村 勝 明 君

2 番 出 堀 満 則 君
4 番 小 原 享 子 君
6 番 滝 田 松 男 君
8 番 渡 辺 義 光 君
10 番 中 村 正 志 君
13 番 佐々木 一 義 君
15 番 佐 藤 澄 子 君
17 番 山 田 陽 子 君
19 番 今 野 裕 文 君
22 番 佐々木 慶 一 君
24 番 朽 木 元治郎 君
26 番 土 川 昭 悦 君
28 番 升 沢 博 子 君
30 番 林 崎 竟次郎 君
32 番 村 松 信 一 君

欠席議員（2名）

12 番 永 澤 由 利 君

21 番 神 田 謙 一 君

説明のため出席した者

広 域 連 合 長 山 本 正 徳 君
事 務 局 長 伊 藤 亨 君

副広域連合長 鈴 木 重 男 君
次 長 兼 兼
総 務 課 長
会 計 管 理 者 鎌 田 伸 二 君

業 務 課 長 金 田 仁 君

職務のため出席した者

議 会 書 記 長 鎌 田 伸 二 君 議 会 書 記 木 庭 大 介 君
議 会 書 記 佐 藤 秀 晃 君

開 会 午 後 1 時 3 0 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐々木一義君） 令和7年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は31名であります。

欠席の通告は、永澤由利議員、神田謙一議員、以上2名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木一義君） 最初に、諸般の報告をします。

監査委員から例月出納検査の結果報告3件がありました。お手元に資料を配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木一義君） これより本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において27番 高橋寛寿議員、28番 升沢博子議員の2名を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木一義君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木一義君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎広域連合長あいさつ

○議長（佐々木一義君） 日程第3、広域連合長あいさつであります。

山本広域連合長。

○広域連合長（山本正徳君） 令和7年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶をさせていただきます。

昨年12月2日から被保険者証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする制度に移行をいたしております。移行にあたりましては、既に交付済の被保険者証は、本年7月まで使用可能であります。また、新たに後期高齢者医療制度に加入した方などには、暫定的な処置として、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、資格確認書を交付するなど、被保険者の皆様が安心して医療機関を受診できるよう対応をいたしております。

いわゆる団塊の世代が後期高齢者となります。今後さらに高齢化が進んでいくことが見込

まれていることから、高齢化・人口減少社会に対応した、全世代型の社会保険制度を目指して様々な制度改革が行われております。制度の見直しにあたりましては、国の動向を注視し、持続可能で安定した財政運営ができるよう、財政支援の拡充と被保険者の負担軽減について、今後も国への要望活動を行うなど、制度改革が円滑に行われるよう努めてまいります。

本日は、職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正及び令和7年度広域連合予算など9議案をご提案させていただきます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎発議案第1号の上程、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第4、発議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

お諮りします。

本案は発議案でありますので、提案理由、質疑及び意見を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（佐々木一義君） ご異議なしと認めます。

発議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第5、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の2ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、国及び県の例に準じ、時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲を拡大するとともに、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対する措置等及び介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置について定めるほか、所要の規定の整備をしようとするものであります。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第1号に対し、質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただきますようお願い申し上げます。

なお、会議規則第43条により、質疑は同一議題について2回を超えることができないとされておりますので、ご確認願います。

それでは、質疑はありませんか。

1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 先ほど概要の説明があつて、職員の給与に関する条例及び会計年度云々という部分の説明があつたんですが、その中に通勤手当の部分があるんですね。

○議長（佐々木一義君） 議案のどの部分でしょうか。

○1番（城内仲悦君） いや、議案の。だから、この中でこのことを聞いていいですか。このことが含まれていそうなんですが。

通勤手当支給限度額を月15万に引き上げるという説明をされておりました。それから、自動車に要する支給限度も3万7,600円から5万1,500円に引き上げるという提案が説明あつたんですけれども。

○議長（佐々木一義君） 城内議員、次の議案で質疑をお願いします。

○1番（城内仲悦君） いや、だから、この問題は、先ほど職員が説明の中で市町村からの派遣職員多いんだということがあつたんですけれども。

○議長（佐々木一義君） 次の議案でお願いします。

○1番（城内仲悦君） 聞いたじゃない。そこを確かめたんだけど、これはどこで聞けば。

○議長（佐々木一義君） 第2号議案になります。

○1番（城内仲悦君） 分かりました。

○議長（佐々木一義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第6、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の4ページをお開き願います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び岩手県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」で

ありますが、国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額並びに手当の額及び支給範囲の改定等を行うとともに、会計年度任用職員の勤勉手当の支給率の改定を行うほか、所要の規定の整備をしようとするものであります。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 先ほどは大変失礼しました。

先ほど説明あった通勤手当の件ですけれども、1か月あたりの限度額を15万に引き上げるという点と、それから自動車利用に関する部分でいうと5万1,500円に引き上げるという点でございました。一般的には、勤務形態分かりませんので、このことをすぐちょっと理解できなかったんですが、一般の職員の方々は市町村からの派遣職員が大部分だということでしたので、そういうことが要因となってこういった形になっているのか、遠いところは通勤はできない、通勤する方々が多くいらっしゃるということから、こういう制度が成り立っているのかお聞かせください。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

鎌田事務局次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） 通勤手当の改正につきましては、県の人事委員会の勧告におきまして、通勤手当の上限の引上げ、あるいは高速道路利用、新幹線利用等の理由の制約をなくすというような形で勧告が出されてございます。これを受けて県でも通勤手当について改正を行いましたので、広域連合の通勤手当についても同様の改正をするものでございます。

なお、派遣職員につきましては、各市町からの派遣でございますが、盛岡市内に居住している方も多いですが、そのまま居住地から盛岡に通うという職員もおりますので、そういった方たちについて、通勤手当の改正が適用になるというところでございます。

○議長（佐々木一義君） そのほかございませんか。

19番、今野議員。

○19番（今野裕文君） 8ページの、ちょっと分からないので、お尋ねします。

8 ページの中段に「第 7 条第 1 項中」云々というのがありまして、休日、休暇等に関する条例の、これを「勤務時間等条例」に改め、同条第 2 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改める」とあるんですけれども、条例には第 3 条第 4 項というのがあるんですけれども、ちょっと私には確認できなかったもので、ご説明をお願いします。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

鎌田事務局次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） これについては、改正前、現在の条例につきまして、第 7 条第 2 項の中にこの勤務時間等条例第 3 条第 3 項という規定がありまして、これを改正後は第 4 項に改めるというものでございますが、議員のご指摘は、改正前にそういう規定がないというご指摘でしょうか。

○議長（佐々木一義君） 19 番、今野議員。

○19 番（今野裕文君） 今朝ネットで見たのを見ますと、勤務時間等条例第 3 条第 4 項の規定によるとなっているので、私にはちょっと理解できないなと思ったのです。

○議長（佐々木一義君） この際、議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午後 1 時48分

再開 午後 1 時50分

○議長（佐々木一義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鎌田事務局次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） 大変失礼いたしました。

先ほどの議案の中で、勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたしましたが、その中で現行の第 3 条第 2 項の次に第 3 項を新たに加えるという改正がございまして、現行の第 3 項を第 4 項に改めます。その改正後の条例の第 4 項をここで引用しているという形でございます。

○議長（佐々木一義君） そのほかございませんか。

33 番、中村議員。

○33 番（中村勝明君） 私は会計年度任用職員について質問していきたいと思います。

斉藤信県議会議員から資料を頂きまして、会計年度任用職員についての給与の状況につい

ては、値上げがあった場合は、遡及改定をしている市町村が33市町村中27、遡及改定をしていない自治体が6という状況になっております。後期高齢者のほうでは遡及についてはどうなっているか、2回までの質問回数制限がありますので、考えて質問してみたいわけですが、それが第1点。

もう一点は、私は12月の田野畑の議会でこの問題を取り上げました。会計年度任用職員の生理休暇の実施状況がどうなっているか。田野畑で結構、会計年度任用職員の人数が多いものですから、生理休暇があった場合は与えていると。しかし、無給という答弁でした。それは幾ら何でもおかしいと考えまして、大分突っ込んだ質問をしたらば、村長、総務課長が即有給にするような方向の答弁をしました。先ほど、昨日でしたか、総務課長に確認したら、当然指摘が正しいので、新年度からは有給で与えるという答弁でした。答弁というか、電話連絡でした。後期高齢者ではどんな対応になっているか、そして、与えていると思うんですが、与える場合、無給であるか有給であるかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

鎌田事務局次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） 会計年度任用職員の報酬の改定でございますが、会計年度任用職員の月額報酬につきましては、条例の中で、職員の例に倣って規則で定めるとのこととしてございます。会計年度任用職員の給与に関する規則につきましても改正することとしてございまして、その改正につきましては、令和6年4月に遡及して適用することとしてございます。

続いて、生理休暇についてでございますが、広域連合の規則におきましては、有給ということで、令和5年度の改正でそのように改正をしております。

○議長（佐々木一義君） 33番、中村議員。

○33番（中村勝明君） 答弁を聞いて、とても安心しました。無給の生理休暇が、私はまだ確認はしていないんですが、当局に3月議会に取り上げまして、後期高齢者ですらというか、先進の組織でありますから当たり前といえば当たり前なんですが、もし遡及していない自治体があれば私はまずいと思いますので、6市町村まだ遡及改定しないという状況がありますので、指導機関では後期高齢者はないと思いますので、何とかいい方向になるようお願いをしておきたいと思います。

生理休暇の有給については、とても安心しましたので、ありがとうございました。

○議長（佐々木一義君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第7、議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の18ページをお開き願います。

議案第3号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」であります。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることから、関係する条例の罰則の定めのある規定について整理しようとするものであります。

以上、議案第3号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第8、議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合旅費条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の21ページをお開き願います。

議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合旅費条例の一部を改正する条例について」でありますが、条例で定めるもの以外の旅費の支給または外国旅行の旅費に係る国家公務員等の旅費に関する法律の準用等の特例を定めようとするものであります。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第9、議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の22ページをお開き願います。

議案第5号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」であります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い、保険料均等割額の軽減を図るため、規定の整備をしようとするものであります。

以上、議案第5号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第10、議案第6号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の23ページをお開き願います。

議案第6号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,907万1,000円とするものであります。

議案書24ページ、25ページをお開き願います。

別表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧ください。

歳出、2款総務費で派遣職員人件費負担金が増額となることなどにより、所要額の補正を行うものであります。

また、別冊の令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書をご覧ください。

1ページをお開きください。

1 ページからの一般会計補正予算（第2号）に関する説明書に、3 ページから9 ページに歳入歳出補正予算事項別明細書、10ページから13ページに給与費明細書を記載しております。

以上、議案第6号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただくとともに、項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

19番、今野議員。

○19番（今野裕文君） 総務管理費に関わってお尋ねをいたします。どれかといわれると言えませんので、その他の事務費かもしれません。

国保ではマイナンバーカードの更新が始まっているようですが、当組合ではどういうふうになっていくのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答え申し上げます。

マイナンバーカードにつきましては、順調にといえますか、利用率も伸びてきているということでございます。定着も少しずつですが進んでいるというふうに理解してございます。

ちなみに、後期高齢の広域連合では、75歳になった方が自動的に切り替わるというような特徴もございますので、なかなか自分の保険が切り替わったということをちょっと認識しにくい方もおいでになるのかなということで、後期高齢に限りましては、マイナンバーカードの代わりに資格を証明する資格確認書を、今回75歳になった方、今お持ちになっているものは、毎年8月に新しい証明書に更新になりますけれども、切り替わるときに、後期高齢につきましては、マイナンバーカードを持っているか持っていないかにかかわらず、資格確認書を交付しているというような状況がございます。

今度の7月から8月の更新の時期にどのように変わっていくかというのは、ちょっとまだ国のほうから示されておりませんが、国の決定のとおり私どもでも対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 19番、今野議員。

○19番（今野裕文君） そうしますと、ちょっと今のこと帰って説明できないので、まず令和6年度のマイナンバーカードの更新はないということなんですか。7年度になれば更新が出てくるんですか。結構更新もいろいろ起きているようなので、更新は必要なんでしょう。基礎的なことが分からないからですけれども、いずれどうなるものか教えていただきたいと思います。実際にあるのですか。

○議長（佐々木一義君） 業務課長。

○業務課長（金田 仁君） 今、議員さんおっしゃっている更新というのは、マイナンバーカードの更新のことでしょうか。

更新のタイミングにつきましては、マイナンバーカードを取得されたタイミングから10年でしたか、というところで更新がされるということで、保険証の有効期間とはまた別に設定されているものでございます。ですので、取ったタイミングによっては、今回、今年更新になっているという方もおいでになるのかなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第11、議案第7号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の27ページをお開き願います。

議案第7号「令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,758万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,709億7,153万3,000円とするものとし、また、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものであります。

議案書28ページ、29ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等をご覧ください。

歳入は、1款市町村支出金で2億5,823万1,000円を増額、2款国庫支出金で6億2,079万6,000円を増額、3款県支出金で7,788万2,000円の減額、8款繰入金で2億5,908万2,000円の減額が主なものとなっております。

歳出は、1款総務費で2,407万7,000円の減額、2款保険給付費で1,257万円の減額、6款保健事業費で長寿・健康保持増進事業費など3億2,964万8,000円の減額、7款基金積立金で財政調整基金積立金9億2,203万円の増額が主なものとなっております。

議案書の30ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為をご覧ください。

令和7年度に予定されている業務委託1件に係る競争入札を令和6年度内に執行することから、記載されている期間と金額で債務負担行為を定めるものでございます。

別冊の令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合補正予算に関する説明書をご覧ください。15ページをお開き願います。

15ページからの後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書に、17ページから27ページに歳入歳出補正予算事項別明細書、28ページ、29ページに債務負担行為に関する調書、30ページから給与費明細書を記載しております。

以上、議案第7号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜り

ますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただくとともに、項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 29ページの歳出の6款です。保健事業ですね。毎年、ここでは3億2,900万の減額であります。たしか市町村等に委託した形で様々な高齢者の健康を管理するための事業をやっていたというふうに思うんですが、これだけ減額が出るということについてのご説明をいただきたいです。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

一体化の事業につきまして、決算残額が多く見込まれるというところなんです、実はこの事業は令和2年度からスタートしておりまして、準備ができた市町村さんから事業をスタートしているというような状況でございます。今年、令和6年度には33市町村全てが事業実施できるような体制が整ったということで、33市町村全てで今年やっただいていてというところでございます。

こちらの事業については、基本的な費用としまして、この事業を組み立てるといふか、一体的に管理する、企画調整というふうに言っていますが、企画調整の人件費、あとはその事業を実際にやる地区で担当者を置いて、業務委託もできるわけですが、そういった事業を組み合わせながらやっているというような状況でございます。

そうした中で、私どもでは、期待を込めてというところではないんですが、全ての市町村で事業をフルに活用していただいた場合ということで一旦予算を組んだところなんです、様々な市町村さんによっても工夫をして、ここは自前でやるのでこの費用はかからないでやれますとか、いろんな、ちょっと予定していた地区までできなかったとか、様々な事情がありながら、こういった状況で実績の見込みというところで今回補正をさせていただいているところでございます。その地区の事業がちょっと残念ながらかなわなかったというところもありながらも、それぞれ工夫をしながら事業をしていただいたというところがございます。実

績のものということになってございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 1 番、城内議員。

○1 番（城内仲悦君） 予算上11億のお金が計上された中で、3 分の 1 近くが補正減の状況だということでございますので、これ、市町村との連携ですね、やっぱりうんと密接にやる必要があると思うんですが、その点、今回は33市町が手を挙げたというんだけど、しかし、濃淡があつてのことだと思うんですが、その点の今後の市町村との連携の在り方についてどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

やはり議員おっしゃるとおり、なかなか状況を把握し切れなかったというところもございまして、今年度からは、実際に市町村の担当職員と面談をさせていただきまして、今年度の実施状況はもちろんですが、来年度の実施状況につきましても直接確認をさせていただいて、より実際の形に近いものというところで見積りをするというようなことをやり始めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木一義君） そのほかございませんか。

18番、久保議員。

○18番（久保えみ子君） 先ほど、質問しようとしたことを1 番議員さんが質問していただきましたので、今聞いていまして、33市町村で取り組んだけれどもということですが、実際にあれですか、取り組んで、この委託料を頂いた市町村はあるんでしょうか。

それともう一つは、33市町村手を挙げたけれども、できなかった、3 億も減額になったということは、その取り組む内容等の条件が厳しいのではないかという感じも受けるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。取り組めるような、本当にみんな介護予防できるようなことにしていいただければ本当はありがたいなと思いますけれども。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

ご心配のところでございますけれども、先ほども少しお話しさせていただきましたが、実

態を把握するということで、市町村担当職員と面談をさせていただきながら実態を把握するようにしていきます。

それで、33市町村のうちで、やれなかった、一つもできなかったというところは実はまだないということでございます。実際、33市町村は足並みそろえてやれるんですが、先ほどちょっとお話があったとおり、事業の濃淡というところがありまして、全然できないというところは基本的にはないわけなんですけれども、そのやり方のところにつきましては、市町村の職員の方、集まっていいただいて研修会のようなこともやってございますので、全体的にレベルアップができるような体制を私どもでも引き続きやっていきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 18番、久保議員。

○18番（久保えみ子君） 分かりました。ぜひともよろしく願いいたします。

○議長（佐々木一義君） 25番、下館議員。

○25番（下館岩吉君） 今の関連でございますが、説明や答弁をお聞きしていると、各市町村、この事業に魅力を感じない、あるいは端的に言えば、これ、ちゃんと予算に人件費も十分な、十分と言えば語弊があるかと思いますが、それなりの人件費も含めてこういった事業を組んでいるのかどうか。私らどものような小さい自治体になりますと、やっぱりそこら辺に大きな問題が発生するわけですよ。その点が何か不十分なのかなと思って聞いたところで質問させていただきました。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） 人件費のお話でございましたが、基本的には担当される職員の人件費まで含めた上で事業をやってございます。例えば市町村でメインになる企画を担当される保健師さんの人件費が、最大で、これも国の基準額がありまして、正職員ですとちょっと全額というのは厳しいかと思いますが、会計年度職員さんだったり、いろんな形で採用されているところがありまして、基本的には580万円ということを上限に人件費が交付できるというような仕組みになってございます。こちらでも有効に活用させていただきながら事業を進めていただければいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 25番、下館議員。

○25番（下館岩吉君）　ありがとうございました。

要するに、専門職、保健師さんがどの程度充足されているかという問題に波及しそうですので、この場ではそれは話が続かないと思いますので、失礼けれども、いずれ当町に限って言えば、保健師さんの不足は言われております。そういった関係で取り組めない、時間取れない、そういうふうな問題が大きいかと思いますので、重々考慮をしながらご指導いただきたいと。

○議長（佐々木一義君）　そのほかございませんか。

19番、今野議員。

○19番（今野裕文君）　別冊の25ページに訪問看護療養費について計上なっております。2億5,500万の金額が入っておりますけれども、これは誤差の範囲なのか、どういう事情でこういうふうになっているのかを教えてください。

○議長（佐々木一義君）　当局答弁。

金田業務課長。

○業務課長（金田　仁君）　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、大変高い伸びとなってございまして、今回、やはり足りなくなりましたので補正をさせていただくということになりました。

原因として考えられますのが、事業所数自体が増えている、ニーズが増えているということだと思いますが、東北厚生局が今年の1月1日現在ということで公表している数値でございます、訪問看護事業所の一覧をみますと、事業所数、岩手県内に137事業所があります。このうち、令和5年度に開設された事業所が18、令和6年度に開設された事業所が5ということで、令和5年度以降の開設が全体の17%を占めている大きな増加を見せているというところでございます。やはり在宅療養のニーズが拡大しているのかなというところもございますし、事業所数が増えたということで頼みやすくなっているというようなところもあるのかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（佐々木一義君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君）　これをもって質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第12、議案第8号「令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の31ページをお開き願います。

議案第8号「令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,159万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木一義君） 鎌田総務課長。

○総務課長（鎌田伸二君） 別冊の令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合予算に関する説明書、こちらの6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入についてでございます。

1款1項1目市町村負担金2億5,332万7,000円は、派遣職員の人件費及び事務経費などに充てるための市町村負担金でございます。

派遣職員21名の人件費につきましては、県内全市町村が負担金として負担しており、広域連合は時間外勤務手当や通勤手当などを支給しております。また、派遣元の市と町は、給料、期末勤勉手当などを支給しており、その費用は、広域連合から派遣元の市町に対して派遣職

員人件費負担金として支出をしております。

その下、6款1項1目基金繰入金787万5,000円は、令和5年度の決算剰余金を令和6年度に財政調整基金に積み立てております。これを令和7年度に取り崩すものでございます。

続いて、8ページ、9ページをご覧ください。

8款2項3目、一番下の表でございます。雑入35万9,000円は、広域連合で借り上げております職員住宅の使用料の一部を職員が負担しているものなどでございます。

次に、歳出でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

1款1項1目議会費179万2,000円は、議会運営に係る経費でございます。

その下、2款1項1目一般管理費2億5,860万1,000円は、広域連合事務局の運営に要する経費でございます。主なものは、時間外勤務手当や通勤手当などの職員手当、派遣元の市町に対する派遣職員人件費負担金、指定金融機関に対する振込手数料などの事務経費でございます。

以上、議案第8号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に項目数をお知らせいただくとともに、項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（佐々木一義君） 日程第13、議案第9号「令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤 亨君） 議案書の35ページをお開き願います。

議案第9号「令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,699億8,951万9,000円とするものであります。

また、一時借入金の借入れの最高額は100億円とすることとし、歳出、2款保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項の間の流用ができるよう定めるものであります。

詳細につきましては、業務課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） ご説明申し上げます。

令和7年度岩手県後期高齢者医療広域連合予算に関する説明書の24ページ、25ページをお開き願います。

まず、歳入についてでございます。

1款市町村支出金、1項市町村負担金についてであります。1目事務費負担金は、事務的共通経費に係る市町村の負担金でございます。

2目保険料等負担金は、被保険者から市町村に納付いただいた保険料などでございます。

26ページの3目療養給付費負担金は、歳出の2款保険給付費の12分の1相当額の市町村負担金でございます。

28ページ、29ページをご覧ください。

1項市町村負担金計の欄にありますとおり、総額は314億7,817万1,000円となるものであ

ります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、総額412億9,958万7,000円ではありますが、保険給付費の12分の3相当額の療養給付費負担金などがございます。

2 項国庫補助金は、保険給付費や所得係数等で算定される調整交付金などであります。

30ページ、31ページをご覧ください。

2 項国庫補助金の計の欄にありますとおり、総額で167億9,317万1,000円となるものがございます。

3 款県支出金、1 項県負担金、総額143億6,354万2,000円ではありますが、保険給付費の12分の1相当額の県負担金などがございます。

2 項財政安定化基金支出金4億5,000万円ではありますが、保険料率の増加の抑制を図るための交付金でございます。

4 款支払基金交付金651億5,305万4,000円ではありますが、保険給付費の10分の4相当額に当たる現役世代からの支援金でございます。

5 款特別高額医療費共同事業交付金6,941万7,000円ではありますが、著しく高額な医療費が発生した際の財政影響を緩和するための交付金で、全国の広域連合からの拠出により国民健康保険中央会がこの共同事業を実施しているものがございます。

32ページ、33ページをご覧ください。

6 款財産収入397万円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金の運用利子でございます。

8 款繰入金2億2,723万4,000円ではありますが、保険料の負担軽減等に充当する後期高齢者医療財政調整基金からの繰入金でございます。

34ページ、35ページをご覧ください。

11款諸収入、3 項雑入、総額1億4,193万8,000円ではありますが、第三者行為に係る損害賠償金や返納金などがございます。

次に、歳出についてでございます。

36ページ、37ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費4億6,605万3,000円ではありますが、一般管理事務経費のほか、医療費適正化事業、資格確認書等作成事業、標準システム管理事務、制度周知に係る広報事業に要する経費でございます。

2 項賦課徴収費42万1,000円ではありますが、保険料賦課に関する情報の作成委託料などで

ございます。

38ページ、39ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、総額1,590億4,888万7,000円ではありますが、療養給付費及び訪問看護療養費などのほか、県国保連合会に支払う審査支払手数料でございます。

2項高額療養諸費、総額87億1,066万円ではありますが、高額療養費及び高額介護合算療養費でございます。

3項その他医療給付費、総額5億2,192万円ではありますが、葬祭費及び傷病手当金でございます。

40ページ、41ページをご覧ください。

3款県財政安定化基金拠出金6,842万7,000円ではありますが、広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備えて、県に設置されている財政安定化基金に積み立てるものでございます。

4款特別高額医療費共同事業拠出金、総額1億1,863万9,000円ではありますが、国民健康保険中央会が実施する同事業に拠出するものでございます。

5款支払基金拠出金、総額1億2,716万2,000円ではありますが、制度改正により令和6年度から納付義務が生じた出産育児支援金について拠出するものでございます。

6款保健事業費については、健康診査事業、保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料、長寿・健康保持増進事業費補助金などでございます。

42ページ、43ページをご覧ください。

6款保健事業費の計の欄にありますとおり、総額8億7,202万3,000円となるものであります。

7款基金積立金397万1,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金から生じる運用利子収入を基金に積み立てるものでございます。

8款公債費105万5,000円ではありますが、一時借入れを行った場合の利子でございます。

9款諸支出金については、保険料還付金及び還付加算金などでございます。

44ページ、45ページをご覧ください。

9款諸支出金の計の欄にありますとおり、総額4,030万1,000円となるものであります。

以上、議案第9号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木一義君） これより議案審議を行います。

議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑の際には、最初に質問する項目数をお知らせいただくとともに、項目ごとに資料等の該当ページをお知らせいただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

33番、中村議員。

○33番（中村勝明君） 実は決算の段階でも昨年の当初予算でも、私ばかりでなく指摘した経緯があるわけですが、後期高齢者医療制度、これの発足はたしか2008年だったと思うんですが、そのときの国庫負担割合は36.4%からスタートして、今はどうなっているかは後で答えをいただきたいわけですが、年々国庫負担割合が減っている。これはそれこそ政党を問わず、後期高齢者医療に携わる方々、関係者、みんな不満を持っていると思うんですよ。私もそうです。

市長の施政方針のような形で冒頭に意見が述べられたわけですが、これからも強力に国に対しては要望を強めたい、強い意見が述べられました。ありがたいと私は思いました。

2008年で36.4%の国庫負担割合は今どうなっているのでしょうか。

○議長（佐々木一義君） 当局答弁。

鎌田事務局次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） あくまで当広域連合における公費の状況ということでご説明をさせていただきます。

制度発足時、いわゆる公費と言われる国・県、あとは市町村からの割合でございますが、平成20年度は51.7%、直近決算が出ております令和5年度はこの割合が52.3%ということで、その間、年度によって若干増減はありますが、割合に大きな変化はないという状況でございます。

○議長（佐々木一義君） そのほか。

33番、中村議員。

○33番（中村勝明君） ここで質疑しても時間ばかりかかると思いますので、いつか私、盛岡に来たとき、総務課長さん、あるいは事務局長さんと意見を交わしたいわけですが、事務局としての捉え方は、後期高齢者制度発足時は51.7%の国庫負担だったわけですか。後で確認して、違うんじゃないかなと、去年も質疑したんですが、ぜひ後ですり合わせをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木一義君） これ、意見ですか、中村議員。

○33番（中村勝明君） はい、後で確認して私はおきたいと思います。

○議長（佐々木一義君） 質問する箇所を明確に質問してください。

○33番（中村勝明君） じゃ、この特別会計の予算に関連をしてお聞かせをいただきたいわけですが、予算書の24ページ、歳入で市町村負担金が、2目の保険料等負担金が去年に比べて市町村負担がかなり多くなっているわけですね。保険料については、令和6年度、令和7年度は令和6年の当初予算に計上をした保険料がそのまま保険料というふうに私は受け止めているわけですが、それも、これはもう予算書に関わる重要な問題でありますから、保険料そのものは6年度、7年度については変化がないというふうに理解をしていいでしょうか。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えをいたします。

基本的には2か年で設計というか、組みますので、その2か年は同じ保険料率が適用されるということになってございますが、違う部分といたしましては、被保険者の人数が変わってございますので、その分が増加している。収入額も、毎年見直しというか、その年で見るとは、増加要因とすれば、被保険者数の増があるのかなというふうに考えてございます。以上です。

○議長（佐々木一義君） 2回で終わります。

そのほかございませんか。

1番、城内議員。

○1番（城内仲悦君） 予算書の42ページ、43ページですが、健康保持増進事業費が前年度に比べて2億2,500万の減額計上というふうになっておりますが、その要因についてお聞かせください。

もう一点は、健康調査費とか様々、全体としての保健事業で、33市町村にまで広がったが、まだ全体として苦戦しているという状況があったんですけれども、そこで、ちょっと骨粗鬆症って分かりますよね。ご婦人の方とか、高齢者になってくるとどうしてもその症状が出てきます。そうしますと、先日、お医者さんから聞いた話なんですけれども、皆さん、脳卒中という言葉は……

○議長（佐々木一義君） 質問ですか。質問をしてください。

○1番（城内仲悦君） 脳卒中という言葉はご存じかと思いますが、私、初めて聞いたのは骨卒中だそうです。骨が折れるということで、お年寄りが大腿骨を骨折すると、5年間で亡くなりますというお話を先生から聞いてびっくりしたんですが、初めて聞いたお話でした。

そういう意味で、骨粗鬆症に関する健康維持の調査とか、そういう点での新たな展開は、この保健事業の中で今後展開していけないでしょうか、お聞かせください。

○議長（佐々木一義君） 金田業務課長。

○業務課長（金田 仁君） お答えいたします。

予算の部分につきましてはですが、本年度、前年度より下がっているというところがございますけれども、こちらは、やはり先ほどもちょっと触れましたところがございますが、本当にやれるところというかを精査して組んだ予算でございますので、これでやや実態に近いものということで組んだところでございます。

あと、骨粗鬆症というお話でしたが、骨粗鬆症に絞ったものというわけではないんですが、やはり骨折とかで、そのまま寝たきりになったり、そのまま、あまり体のところよくないようになってしまうということもありますので、この介護予防等の事業の中で、フレイルというような概念がございます、やはり寝たきりになる前に筋肉をつけるとか、そういった取組もこの中に含まれてございますので、そういったところの一体的な事業の中で、そういった寝たきり等の防止を探っていくというようなことになろうかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木一義君） 1 番、城内議員。

○1 番（城内仲悦君） ぜひ、骨卒中という言葉、初めて聞いたかもしれませんが、いずれ若い整形外科の先生はかなりそういうことを意識してやっていますので、そういう意味では、情報をいただきながら、新たな展開に踏み出してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（佐々木一義君） その他ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） 鎌田事務局次長。

○事務局次長（鎌田伸二君） 先ほど中村議員からのご質問で、国庫負担の割合というご質問でしたので、先ほど公費ということで国・県・市町村合わせた割合をご説明しましたが、国庫分だけを見ますと、平成20年度が保険給付費に対する国からの交付金などの割合が35.1%、直近令和5年度が30.4%という状況でございます。

○議長（佐々木一義君） これで質疑を終わります。

次に、意見に入ります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐々木一義君） これより採決に入ります。

議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木一義君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木一義君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたします。

これをもって今期定例会を閉会します。

ご苦労さまです。

閉会 午後 2時56分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 佐々木 一 義

署 名 議 員 高 橋 寛 寿

署 名 議 員 升 沢 博 子